

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）（06-6615-7546）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	排水設備工事施行業者の指定
概要	排水設備の新設、増設及び改築に係る工事を施行する業者の指定要件
根拠法令等 及び条項	大阪府下水道条例第8条(昭和35年4月1日条例第19号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 排水設備工事施行業者指定規則 第3条及び第4条（平成6年4月1日規則第64号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	排水設備工事施行業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる資格が必要です。 (1)大阪府内に営業所を有すること (2)大阪府下水道協会の登録を受けている専属の責任技術者を有すること (3)ハンドグラインダーなどの配管工具、ツルハシなどの土工具及び工事表示板などの保安工具等、工事の施工に必要な設備及び器材を有すること (4)次のいずれにも該当しない者であること ア 精神の機能の障害により工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 指定業者の資格要件を欠いていること、指定業者の義務に違反していることまたはその他違法な行為があったことにより指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ 本市下水道条例、同施行規則、及び排水設備工事施行業者指定規則の定めるところに従わずに、排水設備工事の設計及び施行（監理を含む。）を行ったり、その他違法な行為をしたことにより責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めるに足る相当の理由がある者 カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの キ ウに該当する法人の代表者である者 ク 法人であって、その代表者がウに該当する他の法人の代表者であるもの
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）
提出時期	随時
提出方法	①排水設備工事施工業者指定申請書 ②所有機材調書 ③営業所状況報告書（営業所位置図）※最寄りの駅またはバス停等からの地図。住宅地図等の添付可。 ④排水設備工事責任技術者届 ⑤委任状※法人で営業所や支店での指定申請する場合のみ、本社からの委任状が必要。 ⑥【個人の業者】住民票記載事項証明書または登録原票記載事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書、記載事項証明書のいずれか(原本) 【法人の業者】履歴事項全部証明書(原本)および定款の写し ⑦営業所の写真(店舗外観、事務室内部、倉庫内部)の3種類 ⑧合格証又は修了証の写し、責任技術者証の写し ⑨大阪府下の他の市町村で排水設備の指定を受けている場合はそれを証明する書類(指定証の写しなど) 上記の①～⑨の書類を下記の相談窓口まで提出（郵送での指定証の交付は不可）
手数料	なし
相談窓口	建設局総務部経理課（下水道使用料担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007391.html
備考	